

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

住 所

事務所所在地

（予 定）

氏 名

（自 署）

㊟

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第 2 条の 2 第三号から第八号までに定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第 7 4 条の 3 に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則第 2 条第 3 号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。

《参照》 行政書士法

（欠格事由）

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に刑に処せられた者については 2 年）を経過しないもの
- 五 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 六 第 6 条の 5 第 1 項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 七 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 八 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しない者

必ず住所、事務所所在地（予定）のいずれもご記入ください。同一場所の場合、「同上」でも構いません。

誓約書

令和 2 年 4 月 1 日

日本行政書士会連合会
会 長 殿

住 所 東京都目黒区青葉台 3 丁目 1 番 6 号
事務所所在地 東京都目黒区青葉台 3 丁目 1 番 6 号
(予 定) 行政書士会館 2 階

誓約書ですので、氏名は必ず「自筆署名」してください。印鑑や自署したもののコピー等の場合は、書き直しをお願いします。

氏 名 行政 太郎
(自 署)



申請書と同一の印鑑を押印してください。

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第 2 条の 2 第三号から第八号までに定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第 7 4 条の 3 に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則第 2 条第 3 号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。

《参照》 行政書士法

（欠格事由）

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に刑に処せられた者については 2 年）を経過しないもの
- 五 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 六 第 6 条の 5 第 1 項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 七 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 八 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しない者